

評議員選定委員会運営規程

(目 的)

第1条 本規程は、公益財団法人日本水泳連盟（以下「本連盟」という。）の定款第11条に規定する評議員選定委員会に関し必要な事項を定め、かつその運営の円滑化を図ることを目的とする。

(適用範囲)

第2条 定款に定めのあるものを除き、評議員選定委員会（以下「選定委員会」という。）の運営については、本規程の定めるところによる。

(任 務)

第3条 選定委員会は、定款第11条の定めにより、この法人の評議員の選任及び解任の候補者を選定することを任務とする。

(構成及び選任)

第4条 選定委員会は、評議員1名、監事1名、事務局員1名及び次項の定めに基づいて選任された外部委員2名の合計5名の委員で構成する。

- 2 選定委員会の外部委員は、つぎのいずれにも該当しない者とする。
 - (1) この法人又は関連団体（主要な取引先及び重要な利害関係を有する団体を含む。）の業務を執行する者又は使用人
 - (2) 過去に前号に規定する者となったことがある者
 - (3) 第1号又は第2号に該当する者の配偶者、3親等内の親族、使用人（過去に使用人となった者も含む。）
- 3 委員は理事会において選任する。

(任 期)

第5条 選定委員会の委員の任期は、その選任した評議員の任期と同一とし、再任を妨げない。

- 2 選定委員会の委員は、辞任又は任期満了後においても、第4条第1項に定める定員に足りなくなるときは、新たに選任された者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(委員の解任)

第6条 選定委員会の委員がつぎの各号のいずれかに該当するときは、理事会において、理事現在数の3分の2以上の議決により、これを解任することができる。

- (1) 心身の故障のため、職務の執行に堪えないと認められるとき
- (2) 職務上の義務違反、その他委員たるにふさわしくない行為があると認められるとき

(招 集)

- 第7条 選定委員会の招集は委員長が行う。
- 2 選定委員会を招集するには、各委員に対し、会議の目的たる事項及び日時並びに開催場所を示して、会議の1週間前までに到着するように文書をもって通知しなければならない。

(議 事)

- 第8条 選定委員会の委員長は、委員による互選とし、代表理事が委嘱する。
- 2 委員長は委員会の議長となる。
 - 3 選定委員会の会議は、公開しない。ただし、特に委員会が認めた場合には公開することができる。
 - 4 選定委員会は、前項ただし書きの場合にあっては、傍聴者の人数を制限することができる。
 - 5 選定委員会は、理事会又は評議員会から提出された評議員候補者をそれぞれ審議し、選定する。

(候補者名簿及び議事録)

- 第9条 選定委員会は議事終了後、速やかに候補者名簿及び議事録を作成し、議長及び出席した選定委員会委員の代表2名が議事録に記名押印し、その候補者名簿と議事録を評議員会に提出しなければならない。

(候補者の推薦)

- 第10条 理事会及び評議員会は、それぞれ委員会に評議員候補者を推薦することができる。
- 2 選定委員会に評議員候補者を推薦する場合には、つぎの各号のほか、当該候補者を評議員として適任と判断した理由を委員に説明しなければならない。ただし、事務局職員をして説明させることができる。
 - (1) 当該候補者の履歴
 - (2) 当該候補者を候補者とした理由
 - (3) 当該候補者とこの法人及び役員等(理事、監事及び評議員)との関係
 - (4) 当該候補者の兼職状況

(決 議)

- 第11条 選定委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、外部委員の1名以上が出席し、かつ、外部委員の1名以上が賛成することを要す

る。可否同数の場合は議長が決するところによる。

- 2 評議員を選任する決議に関しては、候補者ごとに前項の決議を行わなければならない。
- 3 評議員候補者の合計数が定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数に達するまでの者を選任する。

(報酬)

第12条 選定委員会の委員は、無報酬とする。

- 2 選定委員会の委員には、その職務を行うために要する費用の支払をすることができる。

(改廃)

第13条 本規程の改廃は、理事会の決議により行う。

附則 1 本規則は、公益財団法人日本水泳連盟の設立の登記の日から施行する。

- 2 本規程は、2022（令和4）年10月15日より一部改定施行する。